令和５年度創造性育成活動促進事業費補助金交付要綱

　（趣　旨）

第１　少年少女の豊かな科学的発想や創造性を育み、科学や発明、創意工夫に意欲的に取り組むことができる環境作りを進め、青森県の将来の産業振興を担うものづくりの人財育成を図るため、青森県内において科学的発想に基づくものづくりを通じ、少年少女の創造性育成を図る団体である少年少女発明クラブ及びこれと同様の活動を行う団体として一般社団法人青森県発明協会会長（以下｢会長｣という。）が適当と認めた者（以下「地域団体」という。）の事業活動に要する経費の一部について、令和５年度予算の範囲内において、創造性育成活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

　（補助対象経費及び補助金の額）

第２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助事業者）

第３　補助事業者は、地域団体とする。

２　前項の補助事業者は、自己又は団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（８）暴力団員と密接な交友関係を有する者

　（補助金の交付申請）

第４　補助金の交付を受けようとする地域団体は、第１号様式による交付申請書を会長に提出するものとする。

２　前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）事業計画書（別紙１）

（２）組織及び運営に関する規則等の写し

（３）直近２か年の収支決算書の写し

（補助金の交付の決定）

第５　会長は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交

付することが適当であると認めるときは、速やかに交付決定する。

　　なお、自立化促進事業の交付申請額が予算額を超過した場合は、別途定める審査要領に

より各地域団体への交付額を決定する。

（補助金の交付の条件）

第６　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、補助金の交付に付さ

れた条件となるものとする。

（１）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更を加える場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書（第２号様式）を会長に提出してその承認を受けること。

　　ア　事業区分ごとの事業費の変更（３０パーセント以内の増減を除く）

　　イ　補助事業を中止し、又は廃止する場合

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を会長に報告してその指示を受けること。

（３）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和６年４月１日から５年間保管すること。

（４）補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の目的に従い善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなかったとき、又は補助事業に関し法令に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

　　　また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させる。

（申請取下げの期日）

第７　補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算

して２０日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第８　補助金は、概算払いにより交付する。

（補助金の請求）

第９　補助金の請求は、令和５年度事業費補助金請求書（第３号様式）を会長に提出して行

うものとする。

（遂行状況報告）

第１０　補助金の交付決定通知を受けた地域団体の代表者は、令和５年１１月３０日現在の

事業の状況を記載した遂行状況報告書（第４号様式）及び現金出納帳の写しと通帳の写

しを、令和５年１２月１１日までに提出するものとする。

２　会長は、前項に定める遂行状況報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行う。

（実績報告）

第１１　各地域団体の代表者は、補助事業の完了の日（地域団体が経費の支出を完了した日。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日。）から起算して１０日を経過した日又は令和６年４月１０日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第５号様式）に以下の書類を添えて提出するものとする。

（１）事業報告書（別紙２）

（２）補助対象経費に係る領収書の写し

（３）現金出納帳及び通帳の写し

（補助金の額の確定等）

第１２　会長は、第１１に定める実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第６第１号に基づく承認をした場合はその承認された内容をいう。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　会長は、前項により地域団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第１３　補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除　税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第６号様式）を提出するものとす

る。

２　会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部につい

て、その返還を請求するものとする。

附　則

この要綱は、令和５年４月１３日から施行し、同年４月１日から適用する。

別　表（第２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | １　創造性育成活動事業 | ２　自立化促進事業 |
| 補助対象事業 | 地域団体が行う以下の活動（１）ロボット等工作教室の開催（２）科学実験教室等の開催（３）他の地域団体との交流会等の開催（４）産業施設等の視察（５）科学の夢展、創造性育成作品展への出展のための地区展の開催等（６）その他児童、生徒の創造性育成に寄与する活動 | 地域団体が行う以下の活動（１）クラブ員増員に資する活動（２）地元企業等と連携し実施する活動（３）その他、県が地域団体の自立化を促進すると認める活動 |
| 補助対象経費 | 　補助対象事業に要する以下の経費・報償費・印刷費・事務費・通信費・修理費・委託料・使用料及び賃借料・消耗品費・材料費・旅費交通費 | 　補助対象事業に要する以下の経費　・報償費　・印刷費　・事務費　・通信費　・使用料及び賃借料　・消耗品費　・材料費　・旅費交通費 |
| 補助金の額 | 補助対象経費の実支出額又は９万円のいずれか低い額 | 補助対象経費の実支出額又は２０万円のいずれか低い額 |

**※１　以下の経費は、補助対象経費に該当しない。**

　　・食糧費(弁当・懇親会等の飲食代)

・活動施設の修理費、電話料及び電気料など

・各種保険料

・東北ブロック運営協議会関係費（旅費・宿泊費、負担金等）

・会員用ワッペン・バッチ代

**※２　自立化促進事業から創造性育成活動事業への流用は、認めない。**

**※３　本事業の実施に当たっては、マスコミ等からの取材時における発明協会の事業　　　活用についてのコメント、周知チラシ等における発明協会の支援を受けて実施す　　　る旨の記載を行うこと。**

**記載例）本事業は、青森県発明協会の支援を受けて実施しています。**